

中野区教育委員会会議録

令和6年第2回臨時会

令和6年1月19日

中野区教育委員会

令和6年第2回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和6年1月19日（金曜日）

開会 午前 11時53分

閉会 午後 0時02分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 岡本 淳之

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第11号議案 審査請求に対する裁決について

○議事経過

午前 11 時 53 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 2 回臨時会を開会いたします。

議事に入ります。

会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

ここで、お諮りいたします。

議決事件、第 11 号議案「審査請求に対する裁決について」につきましては、裁決の過程における案件であり、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(令和 6 年第 2 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

<議決事件>

入野教育長

それでは、議決事件に入ります。

議決事件、第 11 号議案「審査請求に対する裁決について」を上程いたします。

初めに、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 11 号議案「審査請求に対する裁決について」説明をいたします。

まず提案理由でございますが、令和 5 年 10 月 7 日付審査請求書により提起された審査請求に対する裁決を行う必要があるためでございます。

裁決書をごらんください。審査請求人らが令和 5 年 10 月 7 日付審査請求書により提起した審査請求について、次のとおり裁決いたします。

主文は、本件審査請求を却下するというものでございます。

第1、事案の概要でございます。

1、審査請求人らは、令和5年4月7日付陳情書を処分庁宛てに提出いたしました。当該陳情書には、「中野区教育委員会で口頭説明・・・を申し出ます。」との記載がございました。

2、上記1の陳情書の提出を受けまして、中野区教育委員会の教育長及び教育委員並びに教育委員会事務局の職員が打合せをしたところ、本件申出の取扱いに関しまして、口頭による説明を不要とする旨の結論に至ったため、令和5年5月19日、中野区教育委員会事務局子ども・教育政策課教育委員会係長から、審査請求人宛てに電子メールによる回答が行われました。

3、審査請求人らは本件陳情書による陳情を取り下げる旨の令和5年5月20日付「陳情取り下げ願出書」を処分庁宛てに提出をいたしました。

4、審査請求人らは、本件回答を不服といたしまして、令和5年5月21日付審査請求書による審査請求を提起いたしました。

5、令和5年8月4日、当庁は、上記4の審査請求を却下する旨の裁決を行いまして、審査請求人らに当該裁決に係る裁決書の謄本を送付いたしました。

6、審査請求人らは、本件回答を不服といたしまして、令和5年8月5日付審査請求書による審査請求を提起いたしました。

7、令和5年10月6日、当庁は、上記6の審査請求を却下する旨の裁決を行い、審査請求人らに当該裁決に係る裁決書の謄本を送付いたしました。

8、審査請求人らは、本件回答を不服といたしまして、令和5年10月7日付審査請求書による本件審査請求を提起いたしました。

第2、審理関係人の主張の要旨でございますけれども、審査請求人らは、本件回答により、本件陳情書で申し出た口頭説明を不許可とする旨の処分、すなわち公権力により請願権の範囲を制限する行為を受けた旨を主張しております。

第3、理由でございます。

1、審査請求に係る法の規定についてでございますけれども、(1)処分についての審査請求は、行政不服審査法第18条第1項の規定によりまして、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができないとなっております。

また、(2)処分についての審査請求は、行政不服審査法第2条の規定によりまして、「行

行政庁の処分に不服がある者」がすることができる場所、当該「行政庁の処分に不服がある者」とは、昭和 53 年 3 月 14 日の最高裁判所第三小法廷判決に従い、行政庁による処分によって自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者と解するのが相当であり、処分の効果が期間の経過その他の事由により消滅し、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を失った者は、「行政庁の処分に不服がある者」には該当せず、同人による審査請求は不適法なものとなります。なお、審査請求を行った後に回復すべき法律上の利益が失われた場合についても、既に判決により救済を得る利益は失われていると解され、事情は変わらないものとなります。

2、本件審査請求についてでございます。

(1) 審査請求人が本件回答を知った日は令和 5 年 5 月 19 日であるところ、本件審査請求が令和 5 年 10 月 7 日付審査請求書によりなされていることからすれば、本件審査請求は、行政不服審査法第 18 条第 1 項で定める審査請求期間を経過した後になされたものであり、当該審査請求期間を経過したことに係る正当な理由も特段見当たらないことも踏まえれば、不適法なものであるといわざるを得ません。

(2) また、本件審査請求は本件回答を不服の対象としてなされたものであるところ、本件回答は本件陳情書による陳情の中でなされた本件申出に対し、口頭説明を不要とする旨を回答したものであったが、上記第 1 及び 3 のとおり、本件陳情書による陳情は令和 5 年 5 月 20 日付「陳情取り下げ願出書」の提出により取り下げられ、当該陳情の中でなされた本件申出についても同様に取り下げられていることからすれば、本件回答の効果は既に消滅していることとなるため、本件回答の取消し又は変更により審査請求人らが回復すべき自己の権利又は法律上保護された利益がなお存在していると認めることはできず、この点からも不適法なものであるといわざるを得ません。

(3) 以上のとおり、本件審査請求は、不適法なものであり、その不備を補正することができないことは明らかなものであることから、行政不服審査法第 24 条第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定に基づき、審理手続を経ずに却下されるのが相当であります。

(4) なお、令和 5 年 10 月 7 日付審査請求書の「1 審査請求に係る処分の内容」中に「前 2 回の審査請求、本審査請求を通じ、行政事件訴訟法第 3 条第 7 項にいう差止め、すなわち将来の権利の制限をする処分をしないことを求めている。」との記載がありますが、本件審査請求は、行政不服審査法に基づきなされている手続であり、行政事件訴訟法第 3 条第 7 項で定める差止めの訴えとは異なる手続、すなわち将来なされるおそれのある一定の処分

をしないことを求める請求は、行政不服審査法において審査請求の対象とされていないことを念のため申し添えます。

第4、結論でございますけれども、主文のとおり裁決をすることとしてございます。

補足説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第11号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

本日の議決事件、第11号議案「審査請求に対する裁決について」及び1月5日の第1回臨時会における協議事項「審査請求の取扱いについて」につきましては、会議を非公開の扱いとしましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、個人情報に該当する部分を除き、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定いたしました。

事務局は、ただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、教育委員会第2回臨時会を閉じます。

午後0時02分閉会